

奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について

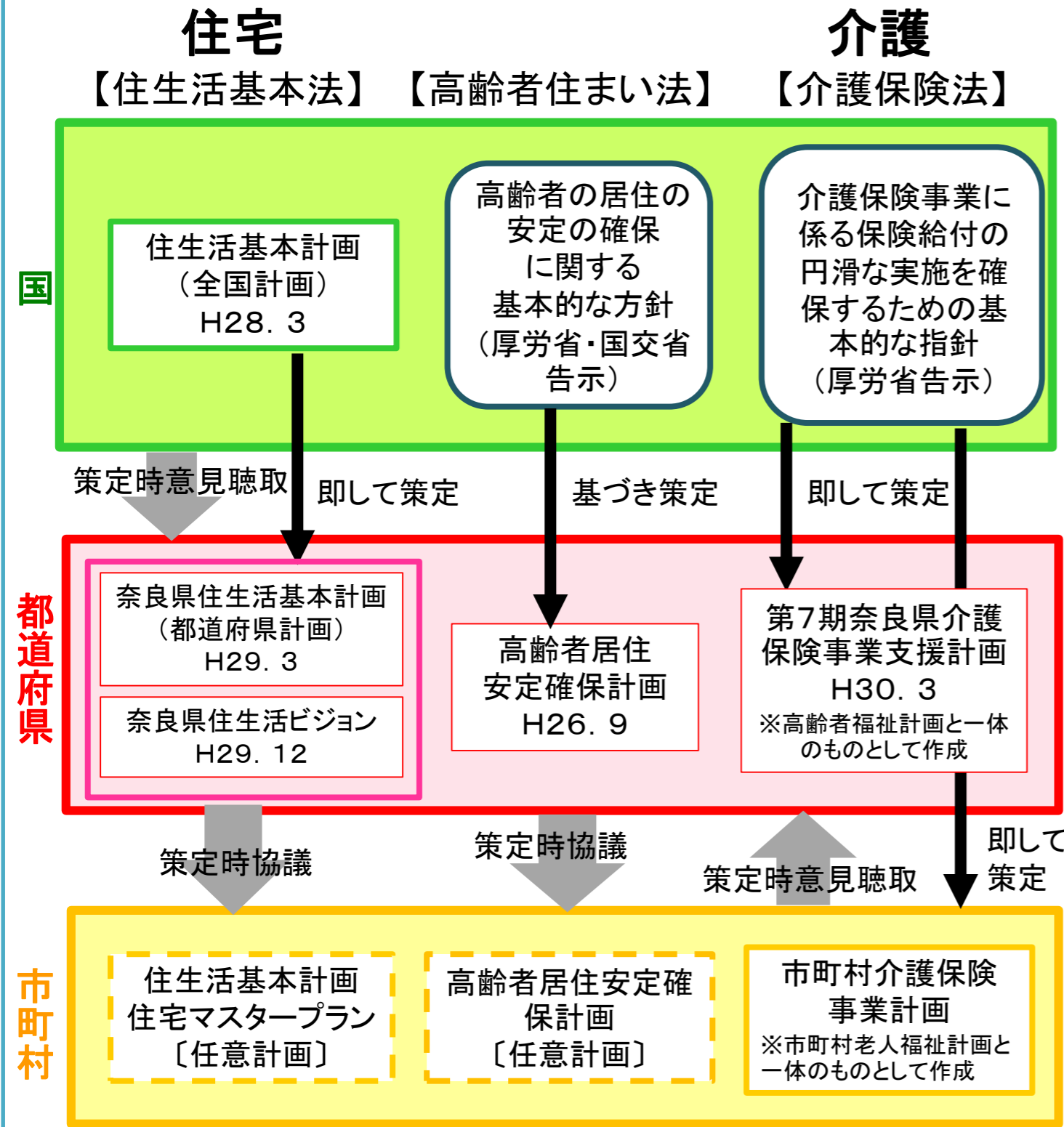
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課



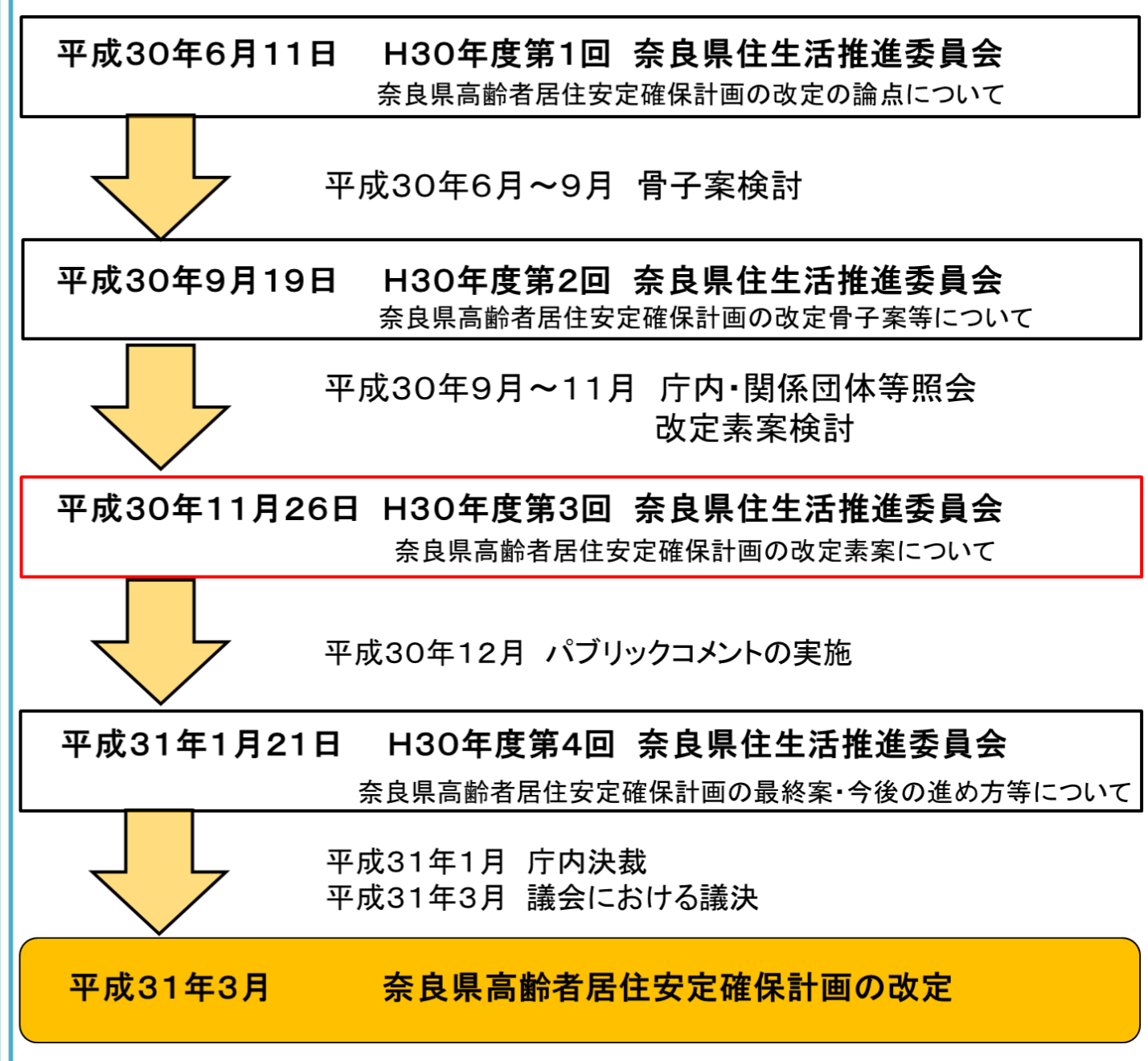
奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について

- 平成26年9月に策定した「奈良県高齢者居住安定確保計画」について、計画期間が今年度末であるため、見直しを行う。
- 平成29年12月に改定した「奈良県住生活ビジョン」、平成30年3月に改定した「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」を踏まえ、検討を行う。
- 高齢者居住安定確保計画の改定にあたっては、奈良県住生活推進委員会でのご意見をいただきながら検討を進める。

高齢者居住安定確保計画と住宅・介護に関する計画との関係



今後のスケジュール



現行計画（H26・9策定）の施策の取り組み状況

施策の方向性

高齢者のニーズを踏まえた賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進

■サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

○平成30年度までに2,600人分の登録をする
→2,265戸登録した（H30.10末）

■老人ホーム等の供給促進

○「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画」と整合を図り、老人ホーム等の供給を促進する。
→特別養護老人ホームの整備床数 7,355床/第6期計画床数7,440床（H29年度末）
→老人保健施設の整備床数4,937床/第6期計画床数5,090床（H29年度末）

■公営住宅の供給推進

○県営住宅の計画的な供給を推進する
→毎年、年4回県営住宅を募集しており、計1,835戸供給した（H26年度～H30.8）

【凡例】

- 取り組みを実施したものの
- 取り組み途上のもの

高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

■サービス付き高齢者向け住宅の適正管理の促進

○登録したサービス付き高齢者向け住宅の定期報告や立ち入り検査等を実施する
→定期報告や立ち入り検査の実施ルールを検討中

■賃貸住宅の居住支援の充実

○奈良県居住支援協議会に向け、関係団体・行政との連携を強化する
→奈良県居住支援協議会を設立した（H28.3）

■県営住宅の情報提供の充実

○県営住宅に関する情報提供の充実を図る
→居住支援協議会の会員に、県営住宅の募集案内を配布した（H28.5～）
→県民だよりに県営住宅の募集案内を掲載した（H30.11～）

■公的賃貸住宅の情報提供の充実

○UR賃貸住宅に関する情報提供の充実を図る
→県ホームページでのUR賃貸住宅の情報提供を検討中

高齢期に適した良好な居住環境を有する住宅への居住の促進

■県営住宅の建替えの推進

○建替事業により、バリアフリー仕様の住宅を整備する
→県営住宅の建替時にバリアフリー仕様を原則としており、建替が完了した小泉県営住宅において、バリアフリー化を図った
→桜井県営住宅の建替に着手した（H29年度）

■民間賃貸住宅のバリアフリーリフォームの促進

○民間賃貸住宅のバリアフリー化等の改修に関する国の補助制度を周知する
→窓口におけるパンフレット配布により周知した（H26年度）が、国の補助制度が終了（H27.3）

高齢期に必要な居宅生活支援施設の整備の促進

■地域包括支援センターの機能強化

○地域包括センターの人材を育成する
→新職員向け研修を毎年1回実施した
→介護予防等、内容別の研修を毎年実施した。

■在宅医療提供体制の構築支援

○介護が必要な高齢者の入退院及び緊急時に、医師との円滑な情報提供を行える体制を構築する
→地域ごとに、病院とケアマネジャー間の情報共有ルールの策定を進めている。
・ルール策定済：20市町村
・ルール策定中：16市町村（H27年度～H30.10）

■特別養護老人ホーム、老人保健施設の着実な整備

○特別養護老人ホーム、老人保健施設について、需要量を勘案しながら整備を促進する
【再掲】
→特別養護老人ホームの整備床数 7,355床/第6期計画床数7,440床（H29年度末）
→老人保健施設の整備床数4,937床/第6期計画床数5,090床（H29年度末）

■県営住宅建替事業に伴う余剰地活用の検討

○余剰地活用について、高齢者支援施設の誘致など有効活用の検討を行う
→天理県営住宅及び小泉県営住宅の余剰地の活用について検討中

高齢期の暮らしを支える地域づくりの推進

■買い物や移動など日常生活の支援

○日常生活に必要な移動ができる交通サービスの確保に取り組む
→市町村連携によるコミュニティバスの運行に対して補助した（2路線）
・南部地域（H27.10～）
・宇陀地域（H29.10～）

■民間事業者との連携協定の拡充

○生協やコンビニ等と連携して、高齢者の見守り体制等の構築を進める
→県と「高齢者支援」を含む包括連携協定を締結した民間事業者数：6社（H30.9）
→民間事業者と協定を締結した市町村数：30市町村（H30.3）

新たな住宅セーフティネット制度の創設（H29.10）〔国交省〕

改定素案（H30.11）

1 高齢者の住まいへの支援（供給・管理・リフォーム等支援）

2 高齢者が地域に住み続けるための支援（医療・介護・生活支援の充実、まちづくりの推進）

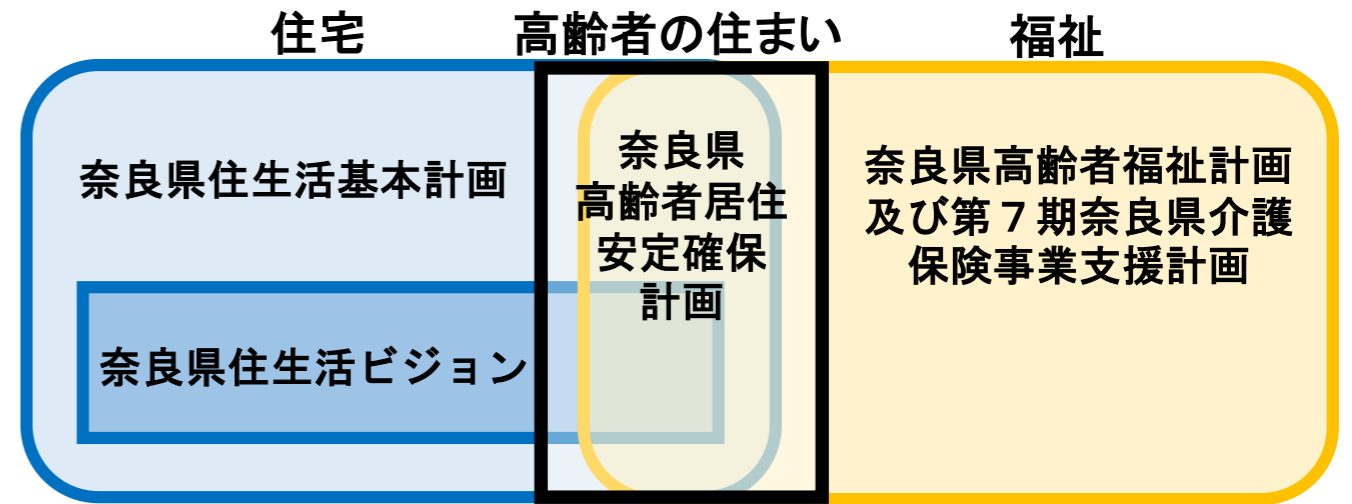
3 住まいの円滑な確保の支援（情報提供、居住支援の促進）

奈良県高齢者居住安定確保計画(改定素案)の概要について

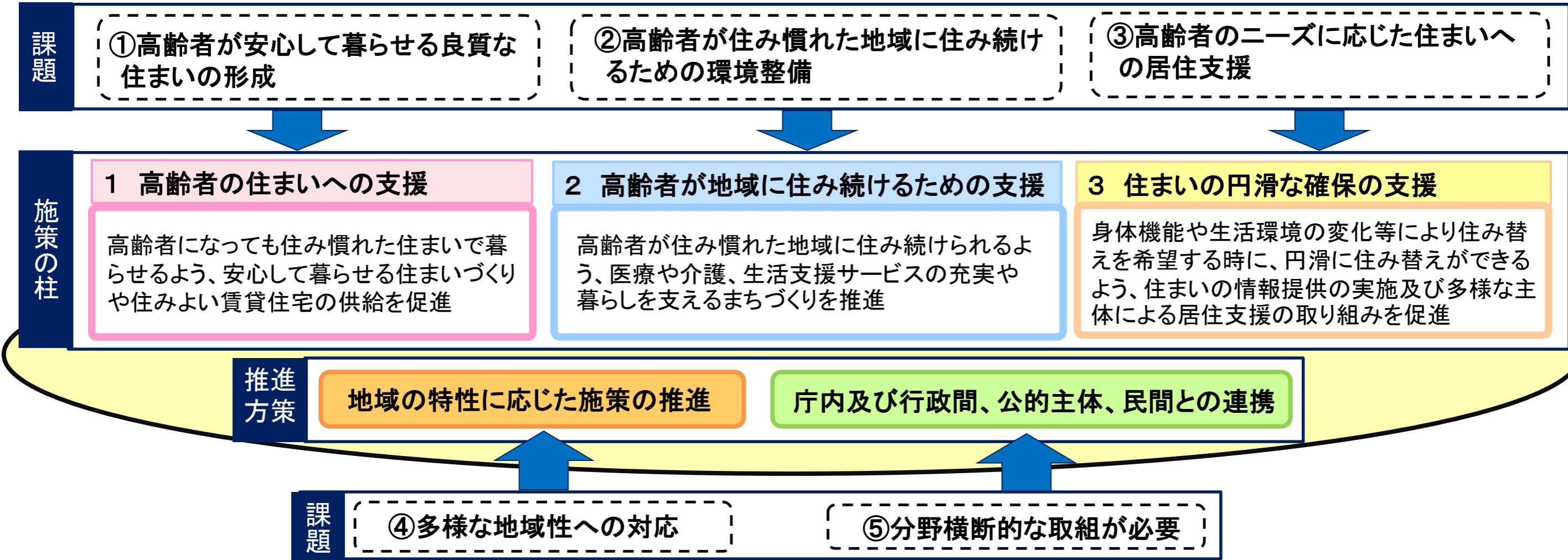
高齢者居住安定確保計画の構成の考え方(案)

1. 高齢者居住安定確保計画の位置づけ

- ・高齢者居住安定確保計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく計画。
- ・住宅政策と福祉政策が連携して、高齢者の住まいに関わる政策について総合的に取り組むことを目的として策定。
- ・計画期間は平成31(2019)年度～平成35(2023)年度の5ヶ年。



2. 現状の課題・施策の柱・施策の推進方策



3. 高齢者の居住の安定の確保に関する基本目標

高齢者が安心して豊かに暮らせる住まいとまちづくり

奈良県高齢者居住安定確保計画(改定素案)の概要について

1 高齢者の住まいへの支援

○高齢者になっても住み慣れた住まいで暮らせるよう、安心して暮らせる住まいづくりや住みよい賃貸住宅の供給を促進

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくりの促進

高齢になっても住み慣れた住まいで安全・安心に暮らせるよう、住まいの耐震化やバリアフリー化の促進及び被災時に速やかに住まいが復旧できる環境を整備します。

①安全・安心な住まいづくりの促進

- ・住まいづくりアドバイザーの派遣支援 ・耐震対策補助事業の実施
- ・災害時における円滑な住宅の応急修理の支援 等

②マンション居住者が安心して暮らせる環境整備の促進

- ・マンション管理基礎セミナーの実施 等

(2) 高齢者が住みよい賃貸住宅等の供給の推進

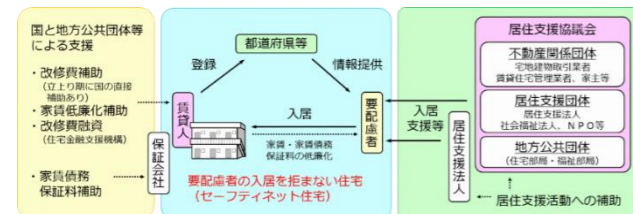
サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅、バリアフリー化された県営住宅等の供給を促進するとともに、適正な管理を推進します。

①サービス付き高齢者向け住宅の供給と管理

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給
- ・「奈良県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準」を規定 等

②セーフティネット住宅の登録の促進

- ・セーフティネット住宅の登録制度の推進 等



(資料)
新たな住宅セーフティネット制度
/国土交通省

③高齢者が住みやすい公的賃貸住宅の供給と管理

- ・高齢の入居者への支援 ・県営住宅の建替事業の推進 等

④高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進

- ・「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画」に基づき、認知症グループホームや介護老人福祉施設等の供給を促進

高齢者居宅生活支援体制が確保された 賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

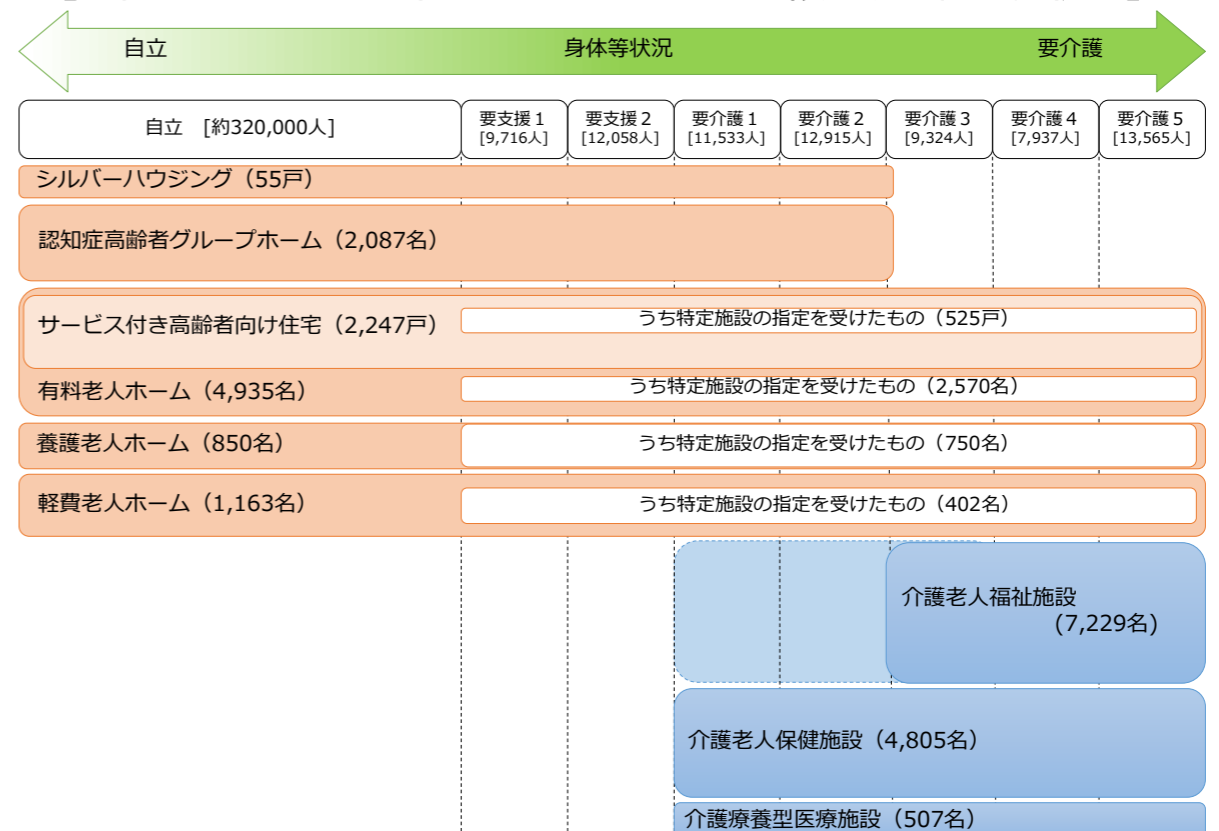
① サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム

平成35(2023)年までに、約9,000人分を供給(検討中)

② 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に基づき、需要量を勘案しながら供給を促進

【身体状況等に応じた高齢者向けの住宅・介護保険施設の選択肢】



2 高齢者が地域に住み続けるための支援

○高齢者が住み慣れた地域に住み続けられるよう、医療や介護、生活支援サービスの充実や暮らしを支えるまちづくりを推進

(1) 医療・介護・生活支援サービスの充実

医療・介護・生活支援サービスを円滑に利用できるよう「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画」に基づき、医療サービスや介護サービス等の拡充を図ります。

①医療・介護の提供体制の整備及び連携の推進

- ・医療・介護にかかる総合相談体制の整備
- ・在宅介護を支援する地域密着型介護サービス基盤の拡充 等



地域包括ケアシステムの図

②多様な主体との連携による日常生活支援サービスの充実

- ・生活支援サービスを実施する事業者その他多様な主体の参画
- ・担い手の育成

(3) 高齢者の暮らしを支えあう住まいづくりの促進

周辺に日常生活に必要な施設がなく、また公共交通が不便な地域がみられます。このような地域では、地域の拠点に集まって住むという取り組みの検討も考えられます。

- ・「高森のいえ」プロジェクトの周知
- ・南部・東部集落づくり推進支援事業

(事例)

高森のいえプロジェクト(十津川村)

○「住み慣れた地域や家で暮らしたい」との住民の声を踏まえて、村に医療・介護・福祉の拠点でもある安心拠点を設ける取り組みを進めています。

○村唯一の特別養護老人ホームの隣接地に、高齢者向け賃貸住宅やふれあい交流センター等を整備し、地域の拠点に集い、支えあいながら住む取り組みが始まっています。



【高森のいえ】



(2) 高齢者等の暮らしを支えるまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域に住み続けるためには、医療・介護・生活支援サービスの充実に加え、暮らしに必要な商業施設や公共交通機関等が必要となります。高齢者を含め、全ての人々にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。

①医療・介護サービスをはじめとする生活に必要な機能が充実したまちづくり

- ・天理県営住宅等の余剰地を活用した地域サービス機能の整備に関する検討 等

(事例)

多世代が暮らしやすい住まいづくり・まちづくりプロジェクト

■近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業

○多世代居住のまちづくりを目指して、県営住宅の建替事業に伴い発生する余剰地に、高齢者支援施設等の導入を検討します。



こども園、高齢者支援関連施設等の住生活の拠点を導入の検討

【桜井県営住宅イメージパース】

■天理団地余剰地を活用したプロジェクト

○県営住宅用地を活用して、多世代が住み続けられるまちづくりを推進するため、生活支援施設等の誘致を検討します。



生活支援施設等の誘致

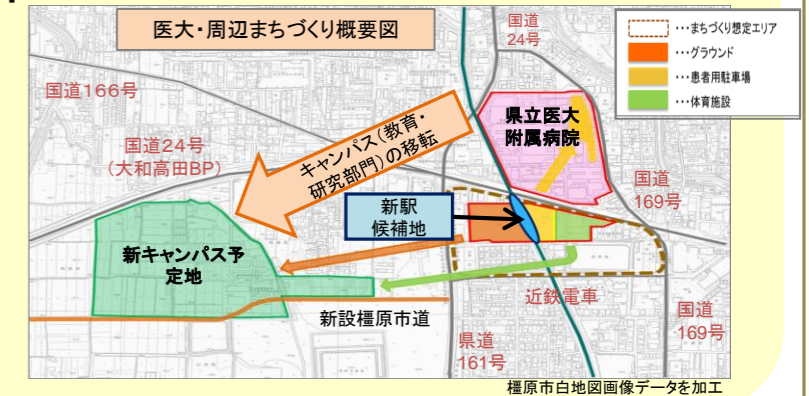
【イメージパース】

老朽化した県営住宅の集約建替

医大・周辺まちづくりプロジェクト

○新駅設置と医大隣接の利点を活かした医療の充実した賑わいのある健康長寿のまちづくりを進めます。

- ・医大との連携を活かした健康増進のまちづくり。
- ・新駅の利便性を活かした住宅を中心としたまちづくり。



橿原市白地図画像データを加工

②安全でシームレスに移動できるバリアフリー環境の整備

- ・安心して暮らせる地域交通確保事業
- ・鉄道駅バリアフリー整備事業 等

3 住まいの円滑な確保の支援

○身体機能や生活環境の変化等により住み替えを希望する場合に、円滑に住み替えができるよう、住まいの情報提供の実施及び多様な主体による居住支援の取り組みを促進

(1) 住まいに関する情報提供

身体機能や生活環境の変化等により、住み替えを希望する高齢者に対して、住まいの情報の提供や住み替えを支援する取り組みを行います。

- ・高齢者に対する住まいの情報提供 等

(2) 多様な主体による居住支援の促進

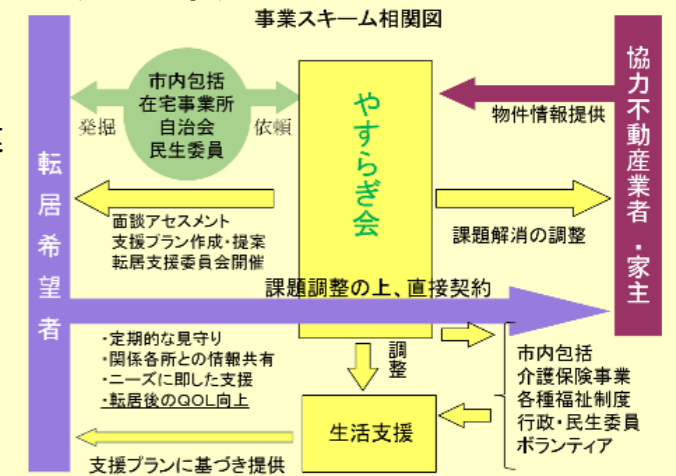
賃貸住宅や有料老人ホーム等への住み替えに際して、円滑に住み替えができるよう、居住支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の多様な主体による居住支援の取り組みを促進します。

- ・居住支援体制の構築に向けた会議の実施 ・奈良県居住支援協議会の活用 等

(事例)

社会福祉法人やすらぎ会の取り組み(天理市)

○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定を受けている。
○高齢者の転居支援を行うため、宅地建物取引士保持者の雇用及び不動産業者との連携を行い、家主・高齢者双方安心して賃貸契約ができるよう支援している。
○継続的な生活支援として、定期的な見守りや関係各所との情報共有を行い、ニーズに即した支援を実施している。



施策の推進方策

○地域の特性に応じた施策の推進



「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業計画」と整合を図るため、二次保健医療圏をもとに、地域を設定します。

■奈良・西和・東和・中和圏域

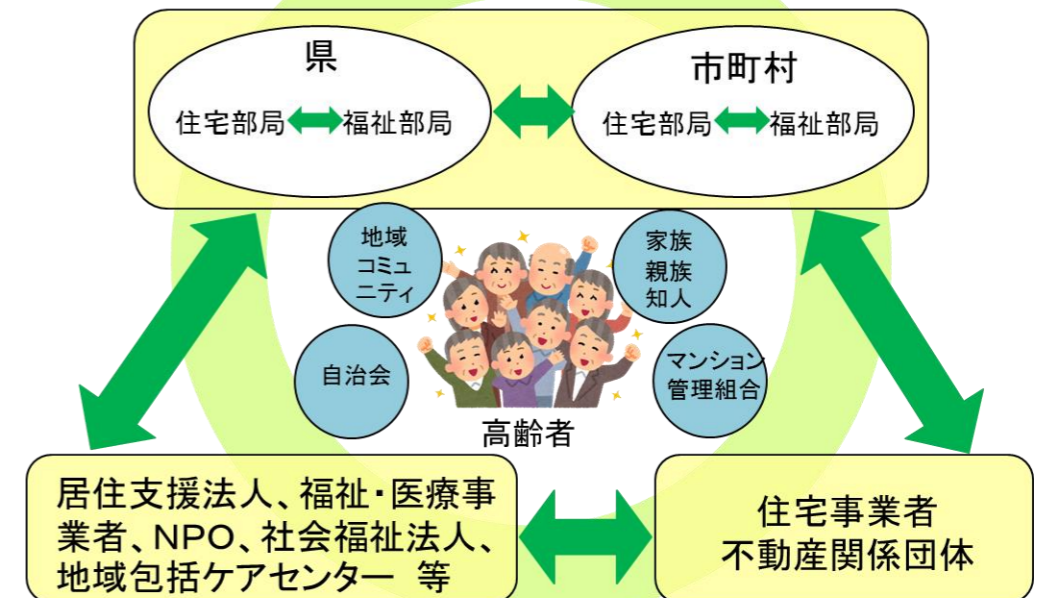
地域の支え合いの他に、福祉サービスや居住支援の取り組みを行う法人に対して支援するなどにより、多様な主体が高齢者を支える仕組みづくりを促進します。

■南和圏域

医療・福祉等の地域の拠点に移住を促す取り組みなど、課題に対する取り組み事例の周知等を行い、地域の取り組みを支援します。

○庁内及び行政間、公的主体、民間との連携

県の住宅部局と福祉部局、また県と市町村との連携を図るとともに、福祉、医療、介護、住宅・不動産等の様々な関係者との連携を促進することにより、高齢者の住まいの確保を支援する取り組みを促進します。



第2回委員会(改定骨子案)からの変更点について

○第2回委員会時に提示した改定骨子案について、「時代や状況の変化をどのように具体的に計画に組み込んでいくかが重要」「どのテーマの施策に力を入れる予定かが分かりやすいように、濃淡が分かるようにしたほうがいい」等のご意見をいただいたことから、一部編成の変更や項目の表現方法の見直しを行った。(赤字が変更部分)

(第2回委員会時に提示した改定骨子案)

- I 背景と目的、計画の位置づけ
 - 1 背景と目的
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 地域の設定
- II 高齢者の居住を取り巻く現状と課題
 - 1 高齢者の居住の現状
 - 2 高齢者の居住を取り巻く課題
- III 高齢者の居住の安定確保に関する基本目標
- IV 高齢者の居住の安定確保に関する施策
 - 1 高齢者の住まいの支援
 - (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくりの促進
 - ① 住まいのバリアフリー化の促進
 - ② マンション居住者が安心して暮らせる環境整備の促進
 - (2) 高齢者が住みやすい賃貸住宅等の供給の推進
 - ① サービス付き高齢者向け住宅の供給と管理
 - ② 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録の促進
 - ③ 高齢者が住みやすい県営住宅の供給と管理
 - ④ 老人ホームの供給の促進
 - (3) 円滑な住まいの確保への支援
 - ① 住情報の一元的な情報提供
 - ② 多様な主体による居住支援の促進
 - ③ 高齢者の住宅資産を活用した住み替えの促進
 - 2 高齢者が地域に住み続けるための支援
 - (1) 医療・介護・生活支援サービスの充実
 - ① 医療・介護の連携強化、一体的・循環的提供体制の構築
 - ② 在宅医療・介護の提供体制の整備
 - ③ 地域密着型介護サービスの普及促進
 - ④ 介護サービスの充実
 - (2) 高齢者等の暮らしを支えるまちづくりの推進
 - ① 医療・介護サービス等が充実したまちづくり
 - ② 安全に移動できるシームレスなバリアフリー環境の整備
 - 3 地域の特性に応じた支援
- V 施策の推進方策

(改定素案)

- I 背景と目的、計画の位置づけ
 - 1 背景と目的
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 地域の設定
- II 高齢者の居住を取り巻く現状と課題
 - 1 高齢者の居住の現状
 - 2 高齢者の居住を取り巻く課題
- III 高齢者の居住の安定確保に関する基本目標
- IV 高齢者の居住の安定確保に関する施策
 - 1 高齢者の住まいへの支援
 - (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくりの促進
 - ① 安全・安心な住まいづくりの促進
 - ② マンション居住者が安心して暮らせる環境整備の促進
 - (2) 高齢者が住みやすい賃貸住宅等の供給の推進
 - ① サービス付き高齢者向け住宅の供給と管理
 - ② セーフティネット住宅の登録の促進
 - ③ 高齢者が住みやすい公的賃貸住宅の供給と管理
 - ④ 高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進
 - 2 高齢者が地域に住み続けるための支援
 - (1) 医療・介護・生活支援サービスの充実
 - ① 医療・介護の提供体制の整備及び連携の推進
 - ② 多様な主体との連携による日常生活支援サービスの充実
 - (2) 高齢者等の暮らしを支えるまちづくりの推進
 - ① 医療・介護をはじめとする生活に必要な機能が充実したまちづくり
 - ② 安全でシームレスに移動できるバリアフリー環境の整備
 - (3) 高齢者の暮らしを支えあう住まいづくりの促進
 - 3 住まいの円滑な確保の支援
 - (1) 住まいに関する情報提供
 - (2) 多様な主体による居住支援の促進
- V 施策の推進方策
 - 1 地域の特性に応じた施策の推進
 - (1) 奈良・西和・東和・中和圏域
 - (2) 南和圏域
 - 2 行政内部及び行政間の連携
 - 3 行政と公的主体や民間、公的主体と民間、民間同士との連携

略称表現の使用や対象範囲の拡大に伴い、表現方法を一部見直した。

耐震補助事業の実施や被災後の早期復旧に関する取組みを施策として追記。併せて表現方法を見直した。

福祉部局と検討会を実施し、取組み施策について精査した。

時代や状況の変化を踏まえ、より重要度が増している取組み施策について、新たに項目だてした。

地域の特性に応じた「高齢者が地域に住み続けるための支援施策」と「施策を推進する方策」に記載した。

施策を推進する方策として「行政間、公的主体や民間との連携すること」を記載した。